

2016年1月29日

各位

J A三井リース株式会社

「農機シェアリース」商標権取得のお知らせ

J A三井リース株式会社（代表取締役社長執行役員：高橋 則広、以下当社）は、大規模稲作経営体向けの低コスト化に向けた取り組みの一環として、農機の遠隔地間における共同利用の事業化を目指しており、今般、将来の取り組みを想定した「農機シェアリース」について、商標権を取得しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 商標登録の概要

- ・商標名 : 農機シェアリース
- ・登録日 : 2015年11月20日
- ・登録番号 : 第5808322号

2. 経緯

当社は、農業分野において、農機のリース・割賦やリース助成に留まらず、お客様との協業による新たなサービス・ソリューションの提供に取り組んでおります。

「農機シェアリース」は、農機を共同利用することで、効率的な農業経営を実現するためのビジネスモデルです。具体的な取り組みの第一弾として、「農機シェアリース」による大型コンバインの取扱いを検討しております。大型コンバインは、高額な設備投資を要する一方で、年間稼働期間が短いことから、採算面で課題を抱えている農業経営体が多い点に着目し、遠隔地間における共同利用を実現すべく、2012年度より農業法人・農機メーカーと共同して、商品化に向けて研究を重ねて参りました。

今般、「農機シェアリース」の商品化に一定の目途が立ったことから、商標登録出願を行い、商標権を取得致しました。

3. 今後の予定

大型コンバインの「農機シェアリース」による提供は、J Aグループのネットワークを活用し、全国規模で展開することを検討しております。取扱初年度となる2016年度は、パイロット地域での募集を予定するとともに、「農機シェアリース」の早期事業化を目指して参ります。

以上

経営企画部 広報 IR 室

電話：03-6775-3002

【本件に関するお問い合わせ先】

農林水産本部 事業開発部

電話：03-6775-3399